明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（A×4＋B×8＋C×12＋D×16＋E×20＋F×25＋G）／H

算式Ⅰの符号

［略］

H　当該市町村立の小学校若しくは中等教育学校の前期課程に在勤する教職員の合計数

算式Ⅱ

｛（A－B）×0.9｝／B＋1

｛（A－B）×0.9｝／Bに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

A　算式Ⅰによって算定した指数が4以上の市町村の国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在における人口を合算した数

B　算式Ⅰによって算定した指数が4以上の市町村の国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における人口を合算した数

二　当該都道府県の区域内の各市町村について前号の算式Ⅰによって算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗数Bを当該区域内の指数ごとの市町村の人口（五〇、〇〇〇人を超える場合にあつては、五〇、〇〇〇人とする。以下この号において同じ。）に乗じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に〇・五五四を乗じて得た数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式によつて算定した率を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（A－B）×0.9｝／B＋1

｛（A－B）×0.9｝／Bに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該都道府県内の区域内の各市町村（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号。以下「奄美振興法」という。）若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第3条第3号に規定する離島に係る市町村に限る。以下この号において同じ。）の国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在における人口を合算した数

B　当該都道府県内の区域内の各市町村の国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における人口を合算した数

10　前項第一号の算式Ⅰの符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二の規定によって条例で指定された令和二年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

11　第九項第一号の算式Ⅰの符号において、教職員数は、学校基本調査規則によって調査した令和

（A×4＋B×8＋C×12＋D×16＋E×20＋F×25＋G）／H

算式の符号

［同左］

H　当該市町村立の小学校若しくは中等教育学校の前期課程に在勤する教職員の合計数

二　当該都道府県の区域内の各市町村について前号の算式によって算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗数Bを当該区域内の指数ごとの市町村の人口（五〇、〇〇〇人を超える場合にあつては、五〇、〇〇〇人とする。）に乗じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に〇・五三五を乗じて得た数で除して得た率

10　前項の算式の符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二の規定によって条例で指定された平成三十一年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

11　第九項第一号の算式の符号において、教職員数は、学校基本調査規則によって調査した令和元